



障発0330第8号
平成24年3月30日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長



自立支援協議会の設置運営に当たっての留意事項について

平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）により、本年4月1日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「改正法」という。）第89条の2において、自立支援協議会が法定化されたところである。

これを踏まえ、本日付で「自立支援協議会の設置運営について」（平成24年3月30日障発0330第25号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）が通知されたところであるが、その留意点については下記のとおりであるので了知されるとともに、管内市町村、関係機関等に周知をお願いする。

なお、当該通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

記

1 自立支援協議会の法定化の趣旨

自立支援協議会については、これまでも地域生活支援事業における「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う会議」として地域における障害者等の支援体制の整備を図っていく重要な役割を担ってきたところであるが、未だ自立支援協議会を設置していない市町村があるとともに、自立支援協議会を設置しているものの活動が低調でその役割が十分に果たされていないものも見受けられる。

このため、自立支援協議会の設置を促進するとともに、運営の活性化を図るため、法律上の位置づけが明確化されたところである。

今回の自立支援協議会の法定化を踏まえ、これまで未設置だった市町村においては、改めて自立支援協議会の設置の検討を行うとともに、既に設置済みの市町村及び都道府県においても、地域の実情に応じて自立支援協議会の活性化に向けた取組を行い、地域における障害者等の支援体制の整備を進めることが必要である。

併せて、改正法第88条第6項及び第89条第5項において、市町村及び都道府県は、障害福祉計画を定め、又は変更する場合においては、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされたことを踏まえ、自立支援協議

会は、障害福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて障害福祉計画に係る助言等を行うとともに、市町村及び都道府県は、障害福祉計画の作成や変更に当たり自立支援協議会の意見を聴く仕組みを構築することが必要である。

2 自立支援協議会の設置運営に当たっての留意点

(1) 設置運営の基本的事項

自立支援協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要である。

このため、相談支援事業者が自立支援協議会に積極的に関与することが必要であり、特に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが自立支援協議会の運営の中心的な役割を担うことにより効果的に運営を行っていくことが考えられる。

また、市町村及び都道府県は、自立支援協議会の設置運営の責任主体であることから、自立支援協議会の運営に責任をもって関与するとともに、自立支援協議会において明らかになった課題等を踏まえ、障害福祉計画に反映すること等により、障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源も含めた地域における障害者等の支援体制の整備に努めることが必要である。

(2) 改正法を踏まえた自立支援協議会の役割

改正法により、市町村が障害福祉サービス等の支給決定に当たってサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を勘案することとされるとともに、サービス等利用計画の作成対象者の大幅な拡大や障害児支援利用計画が創設されたところである。

また、障害者支援施設等や精神科病院に入所又は入院する障害者に住居の確保その他の地域生活への移行するための活動に関する相談等を行う地域移行支援や、居宅において単身等で生活する障害者に対して緊急の事態等に相談等の支援を行う地域定着支援が創設されたところである。

これを踏まえ、自立支援協議会において、これらの相談支援の提供体制の整備や質の向上を図る方策等について検討を行い、地域の実情に応じて以下の取組を進めていくことが必要である。

- ① 都道府県自立支援協議会において、管内の相談支援の提供体制の状況を把握し、相談支援従事者研修の規模や研修内容等について協議
- ② 市町村自立支援協議会において、相談支援事業者等からなる専門部会等において相談支援の個別事例の支援のあり方についての協議やサービス等利用計画・障害児支援利用計画の質の向上を図るための取組、相談支援事業者の運営を評価する取組
- ③ 障害者の地域移行や地域定着を推進するため、相談支援事業者、精神科病院、障害者支援施設、保健所等の地域移行に係る関係機関等からなる専門部会等において、関係機関等の協力体制の強化を図り、地域移行支援の対象となりうる者を相談支援事業者に円滑につなげる取組
- ④ 障害者の地域移行や地域定着を進めるに当たっての地域の課題を共有し、障害者等の地域生活を支援する障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源も含めた支援体制の整備

(3) 障害者虐待防止法を踏まえた自立支援協議会の役割

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）の平成 24 年 10 月の施行を踏まえ、市町村及び都道府県は、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題である。

このため、市町村及び都道府県は、自立支援協議会の場を通じて、地域における関係機関等の参加の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障害者虐待を防止するための体制を構築することが必要である。

なお、基幹相談支援センターが、障害者虐待防止法の市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすことも想定されるが、併せて、市町村自立支援協議会の運営の中心的な役割を担うことにより、一体的に障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが考えられる。

(4) その他の留意点

① 個人情報の取扱い

自立支援協議会において、個別事例に係る協議を行う場合には、個人情報保護の取扱いに留意すること。

② 要保護児童対策地域協議会との連携

障害のある要保護児童又は要支援児童について、適切な保護又は支援を図るための関係機関との必要な情報の交換や支援のあり方の検討を行うに当たっては、自立支援協議会と児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会と連携を図ること。

③ 自立支援協議会の取組の周知

市町村及び都道府県は、自立支援協議会において取り組んだ検討課題や社会資源の開発等の取組について、地域の関係機関等や地域住民も含め幅広く周知を行うこと。